特別点数について（土木・建築・水道・法面・舗装）

市内に主たる営業所を有する建設業者及び県東部に主たる営業所を有する舗装業者には、客観点数（経営事項審査総合評定値Ｐ）に特別点数を加算し総合点数とする。

【技術力】

（１）工事成績

〇雲南市発注工事の工事成績評定の平均点に応じて、以下の計算式で加点。

加点の算出方法 ＝ ［評定の平均点（小数点以下切捨）－６５点］ × ５点

※平均点が１点上がる毎に５点加算

加点の基準値・・・平均点６５点で加点０点、平均点８０点で加点７５点

平均点６５点未満は一律▲３０点

・土木一式、水道施設及び舗装にあっては、評定点を付す工事件数が１件の場合は、上記の方法で算出された点数から３０点減ずる。但し、平均点が６５～７１点で工事件数が１件の場合は０点とする。

・雲南市発注工事の実績が評定を付さない工事のみの場合及び実績がない場合は０点とする。

［対象工事］

・土木一式、水道施設及び舗装・・・令和５～7 年度完了工事が対象

・建築一式、法面処理・・・令和３～令和７年度完了工事が対象

（２）優良工事表彰

〇令和５年度から令和７年度竣工済みの工事において、国、島根県及び雲南市から同種工事（各工種別）の優良工事表彰を受けている者は 10 点とする。

（３）継続学習への取組状況

［土木一式、法面処理及び舗装］

申請日前５年間（R3.11.1～R8.10.31）に CPDS の取得単位数の合計が１００ユニット以上・・・１０点　［土木施工管理継続学習制度・（一社）全国土木施工管理技士会連合会］

［建築一式］

過去５年間（R3～R7 年度）に CPD の取得単位数の合計が５０単位以上［建築士会継続能力開発制度・（一社）島根県建築士会］又は、過去５年間（R3～R7年度）に建築施工管理 CPD の取得単位数の合計が２０単位以上・・・１０点［（一財）建設業振興基金］

（４）技術者（技能者）の在籍状況　［法面処理、舗装のみ］

常勤として雇用が確認できる者を加点

［法面処理］

①法面施工管理技術者

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

②グランドアンカー施工士

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

③地すべり防止工事士

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

④のり面ノズルマン

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

［舗装］

①舗装施工管理技術者（１級・２級）

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

②大型特殊免許保有者

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

③車両系建設機械運転技能講習終了者

在籍人数・・・１点/１名［１０名・１０点を上限］

（５）施工機械の保有状況　［法面処理、舗装のみ］

機械を売買契約したもの。又は、長期リース契約したものを加点

［法面処理］

①種子吹付機械

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

②モルタル吹付機械

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

③鉄筋挿入施工機械（削孔機械）

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

④グランドアンカー施工機械（ロータリーパーカッション）

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

［法面処理］

①アスファルトフィニッシャー

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

①モーターグレーダー

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

①タイヤ・マカダムローラ

保有台数・・・４点/１台［５名・２０点を上限］

【社会性】

（６）障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障がい者の雇用状

況（「しまねゆめいくカンパニー」の認定要件を準用）

但し、加点の上限は１５点

①雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない

・・・▲１０点

②雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している

・・・０点

③雇用義務者が法定雇用障がい者数の２倍以上を雇用している

・・・１５点

④雇用義務のない者が障がい者を１名雇用している

・・・７点

⑤雇用義務のない者が障がい者を２名以上雇用している

・・・１５点

［土木一式、建築一式、水道施設、舗装のみ］

⑥複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が１２０万円/年以上の者

・・・１０点

⑦複数の重度障がい者多数雇用事業所等からの購入金額が６００万円/年以上の者

・・・１０点

（７）労働安全対策

①建設業労働災害防止協会に加入し、申請日前３年（R5.11.1～R8.10.31）以内に同協会の現場安全パトロールに参加実績がある者・・・５点

②申請日前３年間（R5.11.1～R8.10.31）に上記協会が実施する「安全衛生教育研修」のうち

指定する研修（下記の８項目）の受講実績・・・１講座１名受講につき２点［最大１０点］

- 職長及び安全衛生責任者教育
- 建設業職長のためのリスクアセスメント
- 新総合工事業者のためのリスクアセスメント
- 足場の組立等作業主任者能力向上教育（定期）
- 現場管理者統括管理講習
- 車両系建設機械（整地等）運転業務従事者安全衛生教育研修（定期）
- 建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- 職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

（８）建設業労働者の福利向上

以下の４項目をすべて取り組んでいる者・・・５点

①建設業退職金共済事業への加入・履行

②退職一時金制度を導入又は加入

③企業年金制度を導入又は加入

④法定外労働災害補償制度に加入

（９）次世代育成支援

〇次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、こっころカンパニーの認定

・・・５点

（１０）女性の活躍促進

〇女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、しまね女性の活躍応援企業登録

・・・５点

（１１）雇用の確保（若年者雇用及び継続雇用）

〇申請日前２年間（R6.11.1～R8.10.31）に雇用時の年齢が２９才以下のものを雇用し、かつ常勤として継続雇用

・・・６点/１名［５名・３０点を上限］

【地域性】

（１２）除雪業務［土木一式、舗装のみ］

〇R5～R7年度のうち、２カ年以上の契約実績がある場合・・・２０点

〇R5～R7年度のうち、１カ年で契約実績がある場合・・・１０点

（１３）防災対策

①雲南市と防災協定を締結している、又は締結している団体に加盟

・・・２０点

②上記団体の未加盟者が雲南市の要請により災害時の緊急対応を実施

・・・１０点

③雲南市が認定する消防団協力事業所

・・・５点

（１４）ボランティア活動

〇ボランティア活動（CSR 活動、ハートフルしまね等）を R5～7 年度の３年簡易４回以上実施

・・・５点

【減点】

（１５）行政処分

令和５年１１月１日～令和８年１０月３１日までに以下の処分を受けた者を減点

なお、この減点適用期間は令和１１年３月３１日までとする。

①他業種の許可の取消処分・・・▲３０点

②営業停止処分・・・・・・・・▲２０点

③支持処分・・・・・・・・・・・▲１０点

（１６）指名停止措置

令和５年１１月１日～令和８年１０月３１日までに雲南市からの指名停止措置を受けた者をその期間により減点

なお、この減点適用期間は令和１１年3月３１日までとする。

〇指名停止措置期間・・・▲５点/２週間　（１ヵ月の場合は▲１０点となる）

※指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の２倍とする・・・・・・・・▲１０点/２週間　（２ヵ月の場合は▲４０となる）